

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第972号

2019年（令和元年）7月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

開発行為等の許可及び工事完了の検査、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に係る事務、市街化調整区域内の建築等の規制に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2019年（令和元年）6月27日付けで諮問（第972号）された開発行為等の許可及び工事完了の検査、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に係る事務、市街化調整区域内の建築等の規制に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、コンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在建築指導課では、2014年（平成26年）4月から建築物の建築確認情報の管理を主とする建築統合GISシステム及び2015年（平成27年）4月から住居表示の管理を主とする住居表示システムの2つのシステムを運用している。また、建築統合GISシステム内には、開発許可の概要が記載された開発登録簿情報を管理する機能を搭載しており、その部分については、開発業務課が情報を管理し、運用している。

建築統合GISシステムの導入に当たっては、各種業務のコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、2014年（平成26年）9月11日に建築指導課及び開発業務課がそれぞれ答申（第676及び第677号）を受けており、追加し

た指定道路図及び指定道路調書のコンピュータ処理については、2016年（平成28年）9月8日に建築指導課が答申（第820号）を受けている。また、住居表示システムの導入に当たっては、住居表示業務のコンピュータ処理について、2014年（平成26年）12月11日に建築指導課が答申（第691号）を受けている。

今年度末にシステム端末の賃貸借契約期間が満了となることに伴い、業務の効率化及び来庁者の利便性の向上を目的として、現行の二つのシステムを一つのシステム（以下「新GISシステム」という。）として更新し、運用する。また、現在業務ごとに管理している建築物の情報を一元管理することを目的に、既に答申済である建築確認位置情報、建築基準法道路情報、建築計画概要書情報、開発登録簿情報、住居表示の業務に加えて、建築指導課で行っている定期報告、長期優良住宅の認定、低炭素建築物の認定、建築物省エネルギー法の届出、建築基準法違反、建設リサイクル法の業務並びに開発業務課で行っている都市計画法及び宅地造成等規制法の許可等台帳の管理、都市計画法違反台帳の管理の業務の機能を新たに追加し、その情報をコンピュータ処理をするため、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 既にコンピュータ処理をしている個人情報

答申第677号

開発登録簿

- ア 許可を受けた者の氏名，住所
- イ 承継を受けた者の氏名，住所
- ウ 工事施行者の氏名，住所

(3) 新たにコンピュータ処理をする個人情報

ア 都市計画法及び宅地造成等規制法の許可等台帳の管理

(ア) 都市計画法第43条の規定による許可台帳

- a 申請者の氏名
- b 許可番号，許可年月日
- c 敷地の地名地番

(イ) 都市計画法第43条の規定による許可不要（一般証明）台帳

- a 申請者の氏名，住所
- b 受付番号，受付年月日
- c 敷地の地名地番

(ウ) 都市計画法施行規則第60条の規定による証明台帳

- a 申請者の氏名，住所
- b 証明番号，交付年月日
- c 敷地の地名地番

(エ) 宅地造成等規制法の許可台帳

- a 申請者の氏名
- b 許可番号，許可年月日
- c 敷地の地名地番

(オ) 住宅地造成事業に関する法律の許可台帳

- a 申請者の氏名
- b 許可番号，許可年月日
- c 敷地の地名地番

イ 都市計画法違反台帳の管理

- (ア) 違反者の氏名
- (イ) 整理番号，登録年月日
- (ウ) 敷地の地名地番

(4) コンピュータ処理の必要性

都市計画法及び宅地造成等規制法の許可等台帳の管理，都市計画法違反台帳の管理の業務については，紙面による台帳またはエクセルファイルにより情報の管理を行っている。この方法では，運用管理が非効率であり，情報の照会にも時間を要すことから，事務処理を迅速に行い，市民サービスの向上を図るため，コンピュータ処理が必要である。

以上のことから，新GISシステムを更新するにあたり，現行システムの操作性及び機能性を見直し，更なる利便性及び事務処理の向上を図る。

(5) コンピュータ処理の内容

ア 開発登録簿・宅造法許可管理機能

許可等の情報をシステムに登録することで，許可履歴等の管理などに活用する。

イ 都計法違反管理機能

都市計画法違反建築物等の情報をシステムに登録することで，違反建築物等の情報を管理し，違反の解消などに活用する。

(6) システムの構成

新GISシステムでは，本システムで管理する全ての情報が搭載された専用サーバを本庁舎内のサーバ室に設置する。また，建築指導課内に新GISシステム専用の管理用・窓口用・職員用端末を24台，開発業務課内に管理用・窓口用端末を2台，その他にプリンターとスキャナを設置し，サーバと接続する。

(7) 安全対策等について

ア 新GISシステム開発事業者と市の関係について

新GISシステムについては，公募型プロポーザルにより，開発事業者を選定するものである。選定後に優先交渉権者として，開発事業者を定め，開発内容について協議，確認を行い，双方の了解を得たうえで，基本合意書を締結する。

基本合意後，開発事業者が開発したシステムをリースするとい

う条件で、機器も含んだ新GISシステムを別途リース会社と賃貸借契約を結ぶ。

また、リース会社と結ぶ賃貸借契約では、守秘義務として、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書に基づくことを条件とする。

イ システム開発から納品後の安全対策について

開発事業者を選定するプロポーザル参加資格要件として、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していることを条件とする。

新GISシステムの導入に当たっては、現行システムから電子データを抽出し、新GISシステム用に変換を行った後に、新GISシステムにデータを搭載する。市では、新GISシステム用に変換ができないため、市から開発事業者へ電子データを貸し出し、変換作業を行わせる。変換した電子データは、新GISシステムに搭載した状態で、開発事業者から市に納品される。納品後は、市自らがデータをシステムに入力するため、開発事業者は電子データを取り扱うことはない。

- (ア) 新GISシステムは、現行システムと同様に、市内LANの一部を利用するものであり、市内ネットワークの一部である情報系ネットワークにサーバや端末を接続して管理する。
- (イ) ウイルス対策として、各コンピュータにウイルスバスターコーポレートエディション（トレンドマイクロ株式会社）を導入する。
- (ウ) 情報が保存されるGISサーバは、通常時施錠されているサーバ室に保管する。
- (エ) この新GISシステムに接続されている端末は、すべてワイヤロックをかける。
- (オ) 新GISシステム端末起動時に指ハイブリッドスキャナにて、「指紋」と「指静脈」の複合認証により、ユーザー認証を行う。
- (カ) データの更新等編集作業は、課内に設置されている管理用コンピュータのみで行い、窓口に設置されているコンピュータは閲覧機能のみの設定とする。
- (キ) バックアップ体制を確保し、万一のサーバトラブルにおいても中断することなくサービスを提供できるものとする。
- (ク) 紙文書の電子データ化については、市の指定した執務室において行う。開発事業者が執務室にスキャナ、コンピュータを持ち込み、市所有のパスワードロック付きNAS（外部記録装置）に保存する。
- (ケ) パスワードロック付きNAS（外部記録装置）は、データの保存と同時に暗号化が実施されるものである。パスワードを入力しない限り、復号化は行われぬ。
- (コ) データの貸し出しは直接手渡しにより行い、市に対して借用

書を提出させ、所在を明らかにするとともに紛失や破損が生じないように努めさせ、鍵付きセキュリティBOXに格納して運搬させる。

- (サ) 開発事業者社内のIDカード入館による管理を施した作業室内でデータの復号化を行わせ、個人情報の漏えい防止、本業務の目的外利用の禁止、第三者への情報提供を行わないことを厳守させ、変換作業を行わせる。
- (シ) 作業については、最新のウィルス対策が施された専用のコンピュータ又はインターネットとの接続がないコンピュータのみで行い、パスワードを設置し、あらかじめ指定した者のみに作業を行わせる。
- (ス) データについては、管理責任者を定めさせ、開発事業者社内のIDカード入館による管理を施した作業室内の保管庫で保管及び管理を行う。
- (セ) データの返却は、業務終了後、速やかに行わせる。また、コンピュータのハードディスク内のデータについては消去し、データ破棄証明書を市に提出させる。
- (ソ) 不要なメディア、機器を廃棄する場合は、復旧できないよう処理し、廃棄証明書を市に提出させる。
- (タ) システムの運用や作業の中で、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守させる。

ウ 操作研修について

開発事業者が、市の求めに応じて行う操作研修は、市の執務室内で新GISシステムを使用して行うため、開発事業者が電子データ等を操作研修のために保持することや持ち出すことはない。

(8) 実施時期

ア システム導入

2020年（令和2年）1月1日から

イ 窓口運用開始

2020年（令和2年）3月1日から

(9) 添付資料

ア 建築まちづくりGISシステム システム構成図

イ セキュリティ対策（開発事業者）

ウ 都市計画法第43条の規定による許可台帳

エ 都市計画法第43条の規定による許可不要（一般証明）台帳

オ 都市計画法施行規則第60条の規定による証明台帳

カ 宅地造成等規制法の許可台帳

キ 住宅地造成事業に関する法律の許可台帳

ク 都市計画法違反台帳

ケ 基本合意書（案）

コ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、都市計画法及び宅地造成等規制法の許可等台帳の
管理、都市計画法違反台帳の管理の業務については、紙面による台
帳またはエクセルファイルにより情報の管理を行っている。この方
法では、運用管理が非効率であり、情報の照会にも時間を要すこと
から、事務処理を迅速に行い、市民サービスの向上を図るため、コ
ンピュータ処理が必要である、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認めら
れる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(7)のア、イ(ア)から(ク)
まで、及びウに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 新GISシステム開発事業者と市の関係について

新GISシステムについては、公募型プロポーザルにより、開
発事業者を選定するものである。選定後に優先交渉権者として、
開発事業者を定め、開発内容について協議、確認を行い、双方の
了解を得たうえで、基本合意書を締結する。

基本合意後、開発事業者が開発したシステムをリースするという
条件で、機器も含んだ新GISシステムを別途リース会社と賃
貸借契約を結ぶ。

また、リース会社と結ぶ賃貸借契約では、守秘義務として、デ
ータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書に基づくことを条件
とする。

イ システム開発から納品後の安全対策について

開発事業者を選定するプロポーザル参加資格要件として、プラ
イバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム(I
SMS)の認証を取得していることを条件とする。

新GISシステムの導入に当たっては、現行システムから電子
データを抽出し、新GISシステム用に変換を行った後に、新G
ISシステムにデータを搭載する。市では、新GISシステム用
に変換ができないため、市から開発事業者に電子データを貸し出
し、変換作業を行わせる。変換した電子データは、新GISシス
テムに搭載した状態で、開発事業者から市に納品される。納品後
は、市自らがデータをシステムに入力するため、開発事業者は電
子データを取り扱うことはない。

(ア) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

(ア)、(イ)、(ク)、(ケ)、(シ)

- (イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (オ), (カ), (ク), (サ), (シ)
- (ウ) データ媒体の安全性を高めるための措置 (ケ), (コ)
- (エ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (セ), (ソ)
- (オ) サービスを継続させるための措置 (キ)
- (カ) 日常的な安全対策 (ウ), (エ), (サ), (タ)
- (キ) その他開発事業者の安全対策を高めるための措置 (ス)

ウ 操作研修について

開発事業者が、市の求めに応じて行う操作研修は、市の執務室内で新GISシステムを使用して行うため、開発事業者が電子データ等を操作研修のために保持することや持ち出すことはない。以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。ただし、開発事業者のシステム開発時及び保守管理時の個人情報の保護並びに外部委託について、明確になるよう基本合意書を作成することを条件とする。また、この結果について、システム導入前に審議会において報告すること。なお、市と開発事業者の法的関係について、藤沢市個人情報の保護に関する条例の趣旨に沿う形の契約となるよう検討することを要望する。

以 上